

庁議記録（令和4年4月19日開催分）

《審議事項》

◆可児市特定用途制限地域における畜舎の制限に関する条例の制定及び可児市建築審議会設置条例の改正について

（建設部都市計画課）

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の施行に伴い、「可児市特定用途制限地域（以下「制限地域」という。）における畜舎の制限に関する条例」の制定及び「可児市建築審議会設置条例」の改正をするもの。

広見東部特定用途制限地域では、建築基準法に基づき畜舎の建築を制限しているが、法律施行により、都道府県知事の認定により畜舎等の建築が可能となった。可児市は、広見東部特定用途制限地域における畜舎の建築を引き続き制限するため制限地域における畜舎に関する条例を定めるとともに、「可児市建築審議会設置条例」の所掌事務に制限地域における畜舎の制限に関する条例を追加する。

【庁議での意見】

○パブリックコメントを実施しないのか。

⇒制限の内容に変わりはないため、実施の必要はないと考える。

○特定用途制限地域は広見東部だけでよいのか。

⇒切れ目なく制限を続けるため、今回は広見東部で行う。

○改めて、都道府県知事の認定制度及び本条例の制定について市民に周知すること。